

令和8年度兵庫県専任教員養成講習会 実施要綱

- 1 目的 看護職員の養成に携わる者に対して、必要な専門的知識、技術を修得させ、もって看護基礎教育の内容の充実向上を図ることを目的とする。
- 2 教育目的 看護基礎教育の教育実践に必要な知識・技術・態度を習得し、教員として創造的に活動し得る能力を啓発する。
- 3 教育目標
- (1) 教員としての責務を自覚し、学生の個性を尊重し対応する能力を養う。
 - (2) 学生のレディネスに応じた授業を展開する能力を養う。
 - (3) 看護師等養成所の組織の一員として教育環境・体制を調整する能力を養う。
 - (4) 自ら研鑽し看護基礎教育を追究する能力を養う。
- 4 主催 この事業の主体は兵庫県とし、兵庫県看護協会に委託して実施する。
- 5 期間 令和8年5月11日（月）～令和8年11月20日（金）
※ 授業予定時間 9：20～16：40
※ 原則、土・日・祝日は実施しないが、振替授業をする場合がある。
※ e ラーニングは講習会期間で受講する。
- 6 定員 25名
（応募者が少ない場合、実施をとりやめる場合がある。）
- 7 開催場所 公益社団法人兵庫県看護協会
〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目6番24号 TEL 078(341)0190
- 8 受講資格 下記の（1）～（3）のいずれかに該当する者
- （1）保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者であって、本講習会修了後看護基礎教育に従事する者で、次の各号のいずれにも該当する者
- ①専任教員養成講習会未履修の者、または令和6年度以降の専任教員養成講習会において未履修単位がある者
 - ②看護業務または実習指導教員等の業務から5年以上離れていない者
(令和8年4月1日現在)
 - ③心身ともに健康で、教育姿勢があり、看護に対する自己の考えを表現でき

る者

④兵庫県内の看護師等養成所または医療機関に就業し、当該施設の長から推薦があり、業務として受講できる者

(2) (1) の①～③いずれにも該当する者で、専任教員資格取得後に、兵庫県内の看護師等養成所への就業が見込まれる者

(3) ただし、欠員のある場合は、(1) の①～③いずれにも該当する者で、兵庫県以外の医療機関及び看護師等養成所に就業し、当該施設長から推薦のある者

9 受講者の選考 書類審査

10 講習内容（科目及び単位数・時間数）

別表1のとおり

11 受講料 (1) 受講料は 県内 230,000 円、県外 270,000 円とする。e ラーニングコンテンツ使用料を含む。理由のいかんにかかわらず徴収した受講料は返還しない。

(2) 宿泊費、交通費、その他受講に必要な図書費、研修費等は受講者の負担とする。

(3) 資料代として別途 10,000 円徴収する。

12 講習会の修了認定

厚生労働省認定の本講習会教育課程における全授業科目を履修し、次の要件を満たした者には、修了証を交付する。

(1) 全授業科目の単位を取得していること (e ラーニングの修了を含む)

(2) 出席日数が全授業日数の 90% 以上であること

13 受講申込み 募集案内を参照のこと

14 問合せ先

申込関係 兵庫県保健医療部医務課医療人材確保班 看護指導担当

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

TEL 078 (341) 7711 (内線 : 73770)

研修内容 公益社団法人兵庫県看護協会 教育認定部 専任教員養成講習会担当者

〒650-0011 神戸市中央区下山手通 5 丁目 6 番 24 号

TEL 078 (351) 2920

別表1(教育課程)

区分	教育内容	授業科目名	単位数	時間数
基礎分野	教育の基盤	教育原理 *	1	15
		教育方法 *	1	15
		教育心理 *	1	15
		教育評価	1	15
		情報通信技術 *	1	15
専門分野	看護論	看護論	1	15
		看護論演習	1	30
	看護教育論	看護教育・制度論 *	2	30
	看護教育課程	看護教育課程論 *	3	45
		看護教育課程演習	2	60
	看護教育方法	看護教育方法論	6	90
		看護教育方法演習	3	90
	看護教育演習	専門領域別看護論演習	2	60
	看護教育評価	看護教育評価論	2	30
		看護教育評価演習	1	30
	看護学校組織運営	看護学校組織運営論 *	1	15
	看護教育実習	看護教育実習	2	90
合 計			31	660
その他	教科外活動	開講式・閉講式・ガイダンス		14程度
		特別講義		30程度

*の授業科目は、e ラーニングの予定 (10 単位)